

1 データ出力インターフェース (MSC. 214(81)/8.1)

S-VDRは、保存したデータを外部コンピュータに取り出すためのインターフェースを備えなければならない。インターフェースは、国際的に承認されたフォーマット、例えば、Ethernet、USB、Fire Wire、あるいはそれらと同等のものと互換性があること。

1.1 データポート

データポートには容易に近づくことができ、さらに、“Data”と標示され、又はS-VDRユニットから離れている場合は“VDR-Data”と標示されなくてはならない。

1.2 ケーブルの長さ

インターフェースは、外部コンピュータへの接続のため、少なくとも長さ3mまでのケーブルを使用できなくてはならない。

1.3 Ethernetインターフェース

インターフェースがEthernetタイプである場合、IEEE 802.3u、ソケットタイプ RJ 45に適合しなくてはならない。

注 インターフェースは、S-VDRのネットワーク設計によって、ストレート接続かクロス接続により、調査者は適切なアダプターを持参する必要がある。

1.4 USBインターフェース

インターフェイスがUSB型である場合、USB 2.0、ソケットタイプAに適合しなくてはならない。

2 データ取り出し、再生及び変換のためのソフトウェア

2.1 一般

2.1.1 ソフトウェアの用意 (MSC. 214(81)/8.2.1, 8.2.2)

外部に要求されるソフトウェアプログラムのコピーは、
一保存したデータを取り出すため、
一接続した外部持ち運び式コンピュータ上に情報を再生し、また、
一データを公開している工業標準のものに転換するため、
一機能を持ち、それぞれのS-VDRに保持されなくてはならない。

- a) それが電子的(S-VDR)に保持され、その際にはデータ出力インターフェースを介して、データ読み取りに利用できなくてはならない。または、
 - b) CD-ROM、DVD、又はUSB装置上に提供されるか、または、
 - c) a)及びb)の組み合わせによる。

2.1.2 ソフトウェアの互換性 (MSC. 214(81)/8.2.2)

そのソフトウェアは、汎用持ち運び式車上コンピュータで利用できる作動システムと互換性がなくてはならない。

2.1.3 使用者許諾

当該ソフトウェアの使用については、調査当局は許諾を得なくてよいものであること。

2.1.4 ドライバー、ツール、等
そのソフトウェアは、持ち運び式コンピュータ上に設定し、操作するために必要な全てのドライバー、ツール等が含まれていなければならない。

2.1.5 コンピュータ及び操作ソフトウェア
製造者は、外部的に必要とされるソフトウェアが市販のOSで動作する市販のラップトップコンピュータ上で操作できることを申告し、また、購入する要件を文書化しなくてはならない。

3 データ取り出しソフトウェア
データ取り出しソフトウェアは、データ出力ポートを介し、S-VDRから外部の待ち連び式コンピュータにて読み取ることができるものでなくではならない。
—S-VDRによって記録されたデータ、これには保存したデータが最小限含まれること、及び
—機器説明書情報 (IEC61996-2 Ed.2/4, 4.2を参照)

3.1 再生ソフトウェア
再生ソフトウェアは、外部の待連び式コンピュータにインストールされている場合、取り出したデータに含まれている情報の再生ができ、かつ、その再生装置を構成するものでなくではならない (IEC61996-2 Ed.2/3, 1.7参照)。

3.2 変換ソフトウェア (ISC.214(81)/8.2.5)

標準でない、又は専用のフォーマットがS-VDRのデータ保存に使用されるときは、保存データを公開されている工業標準フォーマットに変換するためのソフトウェアを備えてはならない。

3.2.1 デジタルセンサーデータと機器構成情報

デジタルセンサーデータ及び構成情報は、ISO/IEC8859-1:1998に従ったテキストファイルとして、ASCIIフォーマットで印刷できるものであること。

注1 IEC61162-jのデータフォーマットは承認され得るASCIIフォーマットの例である。

注2 データは、特許権を離棄しない“ZIP”フォーマットにて圧縮記憶されてもよい。

3.2.2 レーダー表示ビデオ

ビデオデータは、次のフォーマットのいずれかにより備えられること。

” bmp ” - (Microsoft, GDI - Bitmap Reference),

” png ” - (ISO/IEC 8859-1), 又は

” jpg ” - (JPEG 2000) - ISO/IEC 15444)

注 データは、特許権を離棄しない“ZIP”フォーマットにて圧縮記憶されてもよい。

3.2.3 音声

音声データは、” wav ” (PCM WAVE) フォーマット (ITU 3868) で提供されること。

3.2.4 ファイルの名前

産業界に公開されている標準ファイルの名前は、次のシンタクスに適合していないではない；

YYMMDD_hhmmss_NN_???????.nnn

注 スペースは伝送されるべきではない。

ところで、

YYMMDD 一年(下2桁)、月及び日
hhmmss 一時間、分及び秒
NN 一ファイル形式による。
音声；4.4.2.e 及び4.4.2.f に従ったID
ビデオファイル；4.4.2.g 及び4.4.2.h
データファイル；"DD"
4.4.2.i に従った構成ファイル；"CF"
IMO船舶番号
nnn
ファイルのタイプ
日付と時刻はUTCによるもので、かつファイル内容の最初に参照されていること。

4 データの取り出し

4.1 保存データとVTR操作への影響

読み取りの処理で、保存されたS-VDRデータは影響を受けてはならず、また、本規格で要求される記録の操作は、データ読み取りの間は継続しなくてはならない。

4.2 反復データ取り出し

同一データを数回にわたり、読み取り可能でなければならない。

4.3 保存データの削除

データ読み取り機器の一部として、S-VDRに収録したデータを削除することが不可能でなければならない。

4.4 時間要件

本基準 [4] 9、1 (IEC61996-2 Ed. 2/4.6) で要求される全データを含む、12時間保存したデータ式の読み取る時間は、

- データポートへのケーブルの接続
- ソフトウェア、及び又は指示書が要求するデータ読み取り
- 1.2時間のデータ式(保存データ式、又は現地RMデータ式のコピー)の読み取り、及び構成情報の読み取り、
を含め、2.5時間を超えてはならない。

4.5 多重データセット

S-VDRに多重の12時間のデータセットを保存する機能がある場合には、読み取るデータセットを選択するオプションを有する読み取りプログラムを使用者に提供しなくてはならない。

5 取扱説明書 (MSC. 214(81)/8.2.3)

外部の専用端子コンピュータをS-VDRに接続し、またソフトウェアを実行するための取扱説明書が提供されなくてはならない。

5.1 基本及び詳細取扱説明書

詳細な取扱説明書がデジタルフローラマットで提供されている場合、少なくとも、外部ユニバーサル端子に接続するための、また詳細取扱説明書を画面表示で得るための基本取扱説明書は、印刷形式で提供されなくてはならない。詳細取扱説明書は、操作マニュアル及びメンテナンスマニュアルにも含まれていること。

6 パッケージング及び保存(MSC. 214(81)/8.2.4)

取扱説明書（少なくとも基本取扱説明書）、必要があればソフトウェアを含む持ち運び式保管装置、及び外部持ち運び式コンピュータの物理的接続に必要な特殊な（専用のものではない）部品類は、

— 一つのパッケージに収納され、適切に密封され、

"DO NOT OPEN"

important material
for the exclusive use by
Investigation Authorities."

と、明瞭に標示されると共に、

— S-VDRに内蔵、または主ユニットにしっかりと固定されていること。